

上高田保育園 園規則

第1章 総 則

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 出光会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 上高田保育園
- (2) 所在地 長野市大字高田字米田1446番地1

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 上高田保育園（以下「本園」という。）は、児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこととする。

2. 本園の運営方針は、①発達は、権利。②発達の可能性は無限。③発達は、要求から。という三つの基本理念を中心とした民主的、科学的保育を目指す。

(提供する保育の内容)

第3条 前条の目的を達成するために以下の事項を実施する。

- ①乳幼児の保育事業
- ②延長保育事業
- ③障害児保育事業

2. 前条第1号の内容については、園児の年齢発達に応じてこれを分け、保育計画等を立てる。

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本園に次の職員を置く。

- (1) 園長・・・1名 園長は園の業務を総括する。
- (2) 主任保育士・・・1名 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を総括する。
- (3) 副主任保育士・・・1名 主任を補佐する。必要な場合は、置くこととする。
- (4) 保育士・・・14名以上 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。なお、員数については、長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第19号）第10条に規定する基準以上を配置するものとし、入所人員により年度ごと増減することがある。
- (5) 調理員・・・2名 調理員は、給食業務に従事する。
- (6) 事務員・・・1名 事務員は、会計事務に従事する。
- (7) 嘱託医・・・2名 嘱託医（小児科・歯科）は、園児の健康状態を診察

し、健康管理等の業務を行う。

2. 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

3. 職員は、その職務遂行するための研修は進んで受けることとする。

(職員の資格)

第5条 職員は、長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第6条に該当するもののうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第18条の4に定める保育士資格者であり、同条の18の保育士登録を受けることを要する。

(職務の心得)

第6条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としての責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文書

(文書の取扱)

第7条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第8条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるように常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第9条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表1のとおりとする。

第4章 利用定員

(乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)

第10条 本園の利用定員は次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児をいう。) 60人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児をいう。) 50人(うち、満1歳未満の子ども 10人)

第5章 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(平等の原則)

第11条 本園は、園児または、その保護者の国籍、信条、社会的身分または、入所に要する費用を負担するか、否かによって差別的な取扱いをしない。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたとき、かつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2. 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認する。

3. 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 園児の保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(地区内施設等との連絡)

第13条 本園は、園児の就学予定の小学校や教育・保育施設並びにその他近隣の特定教育をしている施設と連絡をとりながら園児の健全な育成に努める。

(保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日)

第14条 保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2. 本園の特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時から午後6時の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時から午後4時の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

3. 本園の開所時間は、午前7時から午後7時とする。

4. 保育の提供を行わない日は、次のとおりとする。

① 日曜日及び祝日

② 12月29日から1月3日まで

(保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び額)

第15条 保護者は、その居住する市町村が定める利用者負担額をその居住する市町村に支払うものとする。

2. 本園は、その費用の種類や支払いの理由並びに金額について、書面によって明らかにするとともに、説明を行い、同意を得る。

3. 本園は、特定教育・保育の質の向上を図るため、別表2に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

4. 本園は、別表3に掲げる実費を徴収する。

5. 本園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。

(登降園)

第16条 登降園については、保護者が付き添うものとする。

(日課及び年間行事)

第17条 日課及び年間行事については、別に定める。

(欠席)

第18条 欠席について保護者は、電話等により園長に申し出るものとする。

(登園禁止)

第19条 園児又はその同居家族が疾病等により、他の園児に感染させる恐れがあるとき、園長は、登園禁止を命じることができる。

(家庭連絡)

第20条 本園は保護者と常に、密接な連絡を保ち、園児の保育方針、成長、栄養状況等、及び本園の運営について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第21条 園長、嘱託医は常に園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 園長または防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき処置についてあらかじめ避難計画をたてる。

2. 園児及び職員の避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は行う。
3. 設備の点検は週1回実施する。

第6章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止)

第23条 園長は、職員研修等を実施して園児への虐待の早期発見に心がける。

2. 園長は、職員に対して園児への差別的な言動並びに虐待その他心身に有害な影響を与える行為の禁止を指導する。

第7章 保育所の運営に関する重要事項

(個人情報の保護)

第24条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に

より園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情処理)

第25条 本園は、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置して園に対する苦情に関して敏速かつ適切に対応する。

2. 本園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3. 本園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4. 本園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(業務管理体制)

第26条 園長は、就業規則等の整備をして職員の勤務体制及び勤務形態を掌握して管理する。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時対応)

第27条 本園は、緊急時対応マニュアルを作成し、緊急時は生命の安全確保を第一とし、迅速かつ適切に対応する。

2. 本園の職員は、園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

3. 特定教育・保育の提供により重大な事故が発生した場合は、市の担当部署及び園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

4. 賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 雑則

(改正)

第28条 この規則を改定、廃止するときは、社会福祉法人出光会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規則は、昭和55年 4月1日より施行する。

昭和58年 4月1日 一部改正 (定員40名)

平成元年 4月1日 一部改正 (定員45名)

平成5年 4月1日 一部改正 (定員60名)

平成12年 4月1日 一部改正 (定員80名)

平成14年 4月1日 一部改正 (定員90名)

平成21年 4月1日 一部改正 (定員100名)

平成22年 4月1日 一部改正 (保育時間の変更 午前7時から午後6時とする。・時間外保育午後6時から午後7時までとする。)

平成27年 4月1日 一部改正 (定員110名)

平成29年 10月14日 一部改正 (特別保育に関する費用について)

平成30年 3月24日 一部改正 平成30年4月1日施行(特定教育・保育の提供を行う時間) 第17条(2) 保育短時間認定の保育時間(8時間) 午前8時30分から午後5時30分を午前8時から午後4時に変更するものとする。

令和4年 4月1日 全部改正

別表 1

備えるべき帳簿及び保存年限

| 帳簿の種類 | 保存年限 |
|--|------|
| 認可に関する書類 | 永年 |
| 職員の履歴に関する書類 | 永年 |
| 決算報告書、決算試算表及び決算付属明細表 | 永年 |
| 会計帳簿及び会計書類 | 10年 |
| 保育計画 | 5年 |
| 保育日誌 | 5年 |
| 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第19条に規定する市への通知に係る記録 | 5年 |
| 苦情の内容等の記録 | 5年 |
| 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年 |

別表 2

(公定価格等で賄うことができない、特定教育・保育の質の向上を図るために必要な費用)

| 項目 | 内容、目的 | 金額 |
|-------|------------|----------|
| 野外活動費 | 野外活動にかかる費用 | 1,000円/月 |
| | | |
| | | |
| | | |

別表 3

(公定価格等に含まれない、特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

| 項目 | 内容、目的 | 金額 |
|-----|----------|----------------------------------|
| 給食費 | 食事に要する費用 | (主食代) 2,000円/月 (副食代) 4,500円/月 |

別表 4

(延長保育料)

| 項目 | 支払いを求める理由 | 金額 |
|----------------------|--|----------------------------|
| 保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 | 公定価格に含まれない地域子ども・子育て支援事業にかかる経費の一部利用者負担であるため | 1,500円/月 100円/15分(一時利用) |